

掲示期間 3.18-3.27

新潟市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第22号

新潟市学校給食センター条例の一部を改正する条例

新潟市学校給食センター条例（平成12年新潟市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市岩室学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。